

議案第9号

倉敷市歴史民俗資料館条例の改正について

2月定例市議会に提出する条例議案の作成に係る市長への意見の申出について、次のとおり、議決を求める。

令和7年2月13日提出

倉敷市教育委員会

教育長 仁 科 康

倉敷市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

倉敷市歴史民俗資料館条例（昭和56年倉敷市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「、木曜日及び金曜日」を「から金曜日まで」に改め、同条第3項中「及び前項第1号」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

効率的な施設運営を図ることを目的に、倉敷市福田歴史民俗資料館の休館日を変更するため、条例を改正するものである。

倉敷市歴史民俗資料館条例（昭和56年倉敷市条例第9号）新旧対照表

新	旧
<p>(休館日)</p> <p>第8条 倉敷市歴史民俗資料館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日</p> <p>(2) 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）</p> <p>2 倉敷市福田歴史民俗資料館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日 <b>から金曜日まで</b></p> <p>(2) 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）</p> <p>3 第1項第1号に掲げる日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その日を開館日とし、その日後においてその日に最も近い祝日法に規定する休日でない日を休館日とする。</p>	<p>(休館日)</p> <p>第8条 倉敷市歴史民俗資料館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日</p> <p>(2) 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）</p> <p>2 倉敷市福田歴史民俗資料館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日、<b>木曜日及び金曜日</b></p> <p>(2) 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）</p> <p>3 第1項第1号<b>及び前項第1号</b>に掲げる日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その日を開館日とし、その日後においてその日に最も近い祝日法に規定する休日でない日を休館日とする。</p>